

## <調剤事前申し合わせ協定に係るプロトコル>

### 1 薬剤の変更

※ 変更前後の薬剤間で医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で承認された投与経路及び効能・効果が一致する場合に限る。

#### 1) 成分名が同一の銘柄変更

変更通知（協定「2. 本プロトコル運用の原則」参照）に記載されていない、先発医薬品への変更又は薬価基準経過措置移行品目から他品目への変更を可とする。

例1) モーラスパップ 30mg（先発医薬品）

⇔ ミルタックスパップ 30mg（先発医薬品） \* 1

例2) マグラックス錠 330mg ⇒ 酸化マグネシウム錠 330mg「●●●」

（薬価基準経過措置移行品目の場合） \* 2

\* 1 先発医薬品間でも変更可能

\* 2 薬価基準経過措置移行品目は、販売名変更、販売中止等によるもの

#### 2) 内服薬の剤形変更

変更通知に記載されていない、先発医薬品への変更、日本薬局方収載品への変更を可とする。また、その変更の範囲は、以下に掲げるグループ内におけるものとする。

(ア) 普通錠、口腔内崩壊錠、カプセル剤、丸剤

(イ) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末、ドライシロップ（内服固形剤として調剤する場合に限る）

(ウ) 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服固形剤として調剤する場合に限る）

例1) ドグマチールカプセル 50mg ⇔ ドグマチール錠 50mg

例2) アクトス錠 30 ⇔ アクトスOD錠 30

※ 錠（カプセル、口腔内崩壊錠等）の粉碎指示がある場合、同一メーカーの散剤への変更も可能とする。

例3) ロキソニン錠 60mg 1錠（粉碎） ⇒ ロキソニン細粒 10% 0.6g

※ 用法用量が変わらない場合のみ変更可能。

※ 外用薬の剤形変更は不可。

### 3) 含量規格の変更

例1) アムロジンOD錠5mg 1回2錠 ⇔ アムロジンOD錠10mg 1回1錠

例2) ミカルディス錠40mg 1回0.5錠 ⇔ ミカルディス錠20mg 1回1錠

※ 外用剤の規格変更(例: モーラステープ20mg 2枚⇒モーラステープL40mg 1枚)は不可。

## 2 アドヒアランス改善等を目的とした半割、粉碎、混合又は一包化

※ 使用期間を通じて薬剤の品質に問題がない場合に限る。

※ 抗悪性腫瘍薬は対象外。

1) 半割、粉碎又は混合、あるいはその逆(規格追加も含む。)

例) ワーファリン錠1mg1.5錠 ⇔ ワーファリン錠1mg1錠+0.5mg錠1錠

2) 患者の希望又はアドヒアランス上の理由による一包化、又はその逆

## 3 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用薬の本数変更も含む)

例1) 処方: ゾルピデム酒石酸塩錠5mg「●●」28日分

⇒ (6日分の残薬を確認した場合)22日

例2) アンテベート軟膏3本 ⇒ (1本残薬を確認した場合)2本

※ 薬剤を削除する必要がある場合は疑義照会の対象とする。

※ 処方日数の延長は不可。

※ 次回予定通り受診できなくなる恐れもあることから、余裕を見て残薬調整すること。

## 4 外用薬の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が医師から口頭で指示されている場合に用法を追記すること。

※ 全身作用目的の外用剤を除く。

例) モーラステープL3袋 1日1回 ⇒ 1日1回 腰 1日1枚

5 週1回又は月1回服用する製剤が、連日投与の他の薬剤と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（ビスホスホネート製剤、DPP4阻害剤に限る。）

例) 他の薬剤が14日分処方されている場合

ベネット錠 17.5mg（週1回製剤）1錠 分1起床時 14日分 ⇒ 2日分

※ 薬歴上、処方の誤りが明確な場合に限る。

6 薬事承認された用法以外の用法が処方箋に記載されている場合、承認されている用法に変更（漢方薬、制吐剤、 $\alpha$ -GI製剤、ビスホスホネート製剤、EPA製剤に限る。）

※ 服用方法について口頭で指示されている場合や、患者面談の上、薬学管理ならびに薬物療法上合理性があると薬剤師が判断できる場合は処方どおりとする。

例1) ツムラ葛根湯エキス顆粒 7.5mg 分3毎食後 ⇒ 分3毎食前（若しくは食間）

例2) プリンペラン錠 5 1日3回毎食後 ⇒ 1日3回 毎食前

例3) グルコバイ 100mg 1日3回毎食後 ⇒ 1日3回毎食直前

例4) フォサマック錠 5 1日1回朝食後 ⇒ 1日1回 起床時

例5) エパデールS600 1日3回毎食後 ⇒ 1日3回 毎食直後